

# 令和5・6年度 能登町競争入札参加資格審査申請書提出要項

(建設工事、測量・建設コンサルタント等)

## 1. 提出期間

### (1) 【定期受付】

令和5年2月1日(水)～同年2月28日(火)まで(※必着)とし、受付時間は午前9時～午後5時までとする。(ただし、土日祝日は除く。)

※原則、郵送によりご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

### (2) 【随時受付】

令和5年6月1日(木)～令和6年12月27日(金)まで(※必着)とする。

## 2. 提出資格

申請書を提出できる者は、次の全ての事項に該当する者であること。

- (1) 申請書を提出する日において、建設業者にあつては建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)に基づく建設業の許可を、測量・調査・設計・建設コンサルタント・補償コンサルタント業者にあつては測量法(昭和24年法律第188号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)、建築士法(昭和25年法律第202号)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に基づく登録を受けている者。ただし、建設工事の施工に付随する試験、調査等で法令に基づく登録を要しないものにあつては、この限りでない。
- (2) 申請書を提出する直前までに納期限の到来した国税及び地方税を完納している者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者。
- (4) 建設業者にあつては、法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けている者。
- (5) 建設業者にあつては、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入している者。ただし、雇用保険については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務、健康保険については、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条による届出の義務、厚生年金保険については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務が無い者は、この限りでない。
- (6) 能登町暴力団排除条例に関する申告書兼誓約書(役員等名簿兼同意書を含む。)を提出できる者。

## 3. 手続順及び提出書類

- (1) 事前にインターネットにより「入札参加資格申請システム」から「電子申請」を行う。
- (2) 別表の○印がついた書類を提出する。申請書は、ファイル(A4版)で綴り、1部提出のこと。※様式に関しては、能登町(独自様式)又は石川県、国土交通省様式に準ずる。
- (3) ファイルの表紙及び背表紙には、「令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入すること。
- (4) ファイルの「色指定」は次のとおりとする。建設業者は「**ブルー(青)色**」、測量・建設コンサルタント等業者は「**ピンク(桃)色**」とする。

## 4. 指名願の有効期間

令和5年度～令和6年度

## 5. 提出先

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 住 所   | 〒927-0492<br>石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1 |
| 宛 名   | 能登町長                              |
| 提 出 先 | 能登町役場:企画財政課 入札担当                  |
| T E L | 0768-62-8535(直通)                  |

## 別表

| 番号 | 提出書類の名称  | 建設業者                   | 測量・建設コンサルタント等業者 | 書類への押印        | 備考                    |
|----|--|------------------------|-----------------|---------------|-----------------------|
| 1  | 建設工事<br>競争入札参加資格審査申請書  | ○                      |                 | 不要            | ダウンロード可               |
|    | 測量・建設コンサルタント等業務<br>競争入札参加資格審査申請書   |                        | ○               | 不要            | ダウンロード可               |
| 2  | 「許可証明書」又は「登録通知書」の写し<br>注) 建築(設備)設計を申請する場合で、支店等を委任先として届け出る場合には、委任先の営業所における登録通知書が必要です。   | ○                      | ○               | /             |                       |
| 3  | 納税証明書(国税、県税、町税)の写し<br>※申請日から起算して1ヶ月以内のものに限る。<br>※町税については、町内業者のみ(町内に委任先の営業所がある場合を含む。)(様式第23号)<br>※県税については、県内業者のみ(県内に委任先の営業所がある場合を含む。)(第2号の3様式「県税全般」)<br>※国税については、(法人事業者:その3の3、個人事業主:その3の2)<br>※新型コロナウイルス感染症の影響等により、納税における「猶予制度の適用を受けている者」については、納税の猶予制度を受けていることが分かる書面(「納税の猶予許可通知書」等)の提出を以て可とします。 | ○                      | ○               | 不要<br>(町税分)   | ダウンロード可<br>(様式第23号)   |
| 4  | 使用印鑑届  | ○                      | ○               | 必要<br>(使用印鑑欄) | ダウンロード可               |
| 5  | 「総括表」及び「技術職員名簿(任意様式)」  | ○<br>(総括表及び<br>技術職員名簿) | ○<br>(技術職員名簿のみ) | 不要            | ダウンロード可<br>(総括表:建設工事) |
| 6  | 工事経歴書:直近2ヶ年分   | ○                      |                 | 不要            |                       |
| 7  | 総合評定値通知書(経審結果)の写し<br>①審査基準日=R3.10.1~R4.9.30 ※R5格付算定用<br>②審査基準日=R4.10.1~R5.9.30 ※R6格付算定用<br>注)上記については、提出する時期により判断願います。  | ○                      |                 | /             |                       |
| 8  | 現況報告書等の写し:直近1ヶ年分<br>注)各法及び各登録規定に基づき登録機関に提出したものの写しで、確認印のあるもの。(ただし、測量については、確認印は要しなくともよい。)<br>※1 測量=測量法第55条の8の規定に基づく書類<br>※2 建築(設備)設計=建築士法第23条の6の規定に基づく書類<br>委任状の提出がある場合は、委任先の営業所分について提出。<br>※3 建設、地質調査、補償コンサルタント=各現況報告書<br>※4 上記※1~3以外の業務=業務経歴書  |                        | ○               | /             |                       |
| 9  | 商業登記簿謄本(登記事項証明書)の写し<br>※申請日から起算して3ヶ月以内のものに限る。<br>※法人事業者の場合のみ提出   | ○                      | ○               | /             |                       |
| 10 | 能登町暴力団排除条例に関する申告書兼誓約書(役員等名簿兼同意書を含む。)<br>※暴力団員等との関係を申告するものです。   | ○                      | ○               | 不要            | ダウンロード可               |
| 11 | 能登町議会議員政治倫理条例に関する申告書兼誓約書<br>※能登町議会議員との関係を申告するものです。   | ○                      | ○               | 不要            | ダウンロード可               |
| 12 | 「委任状(任意様式)」及び「営業所一覧表」<br>注)契約締結権等を支店等に委任する場合のみ必要   | ○                      | ○               | 必要<br>(委任状)   | ダウンロード可               |

注)受領書を必要とする場合は、「返信用切手を貼付し、宛名の記載がある返信用封筒」又は「宛名の記載がある返信用ハガキ」を必ず同封すること。

## 6. その他

- (1) 申請書を提出し、受理された者は、「競争入札請負業者有資格者名簿」に登載する。
- (2) 申請書の提出後、内容等に変更が生じたときは、その都度「資格申請内容変更届出書」を提出すること。
  - ・資格申請内容変更届出書(建設工事)[Excel] ※ダウンロード可
  - ・資格申請内容変更届出書(測量・建設コンサルタント等)[Excel] ※ダウンロード可